

## 新旧対照表

【関税率表解説（平成18年12月1日財閥第1475号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第 56 類</b></p> <p>ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、 綱及びケーブル並びにこれらの製品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>56.08 結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の 網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) <u>メリヤス編み又はクロセ編み</u>によって作られた反物状の網地（60.02 から 60.06まで）</p> <p>(b) ヘアネット（65.05）</p> <p>(c) 運動用網（例えば、ゴールネット及びテニスネット）、95 類のたも網 その他の網</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 56 類</b></p> <p>ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、 綱及びケーブル並びにこれらの製品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>56.08 結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の 網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) クロセ編みによって作られた反物状の網地（60.02 から 60.06まで）</p> <p>(b) ヘアネット（65.05）</p> <p>(c) 運動用網（例えば、ゴールネット及びテニスネット）、95 類のたも網 その他の網</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<b>第 61 類</b> 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）  (省 略)	<b>第 61 類</b> 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）  (同 左)
61.10 ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）  (省 略)  この項には、上半身用のメリヤス編み又はクロセ編みのジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する衣類を含む（男子用又は女子用の区別を問わない。）。 <u>袖に縫い付けられた肘当て等の些細な保護部分が結合している衣類で、ある種のスポーツに使用されるもの（例えば、サッカーのゴールキーパー用ジャージー）はこの項に属する。</u>  (省 略)	61.10 ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）  (同 左)  この項には、上半身用のメリヤス編み又はクロセ編みのジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する衣類を含む（男子用又は女子用の区別を問わない。）。 <u>袖に縫い付けられた肘当て等の些細な保護部分が結合している衣類で、ある種のスポーツに使用されるもの（例えば、サッカーのゴールキーパー用ジャージー）はこの項に属する。</u>  (新 規)
61.14 その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）  (省 略)  この項には、次の物品を含む。  (省 略)  (5) ある種のスポーツ又はダンス若しくは体操に使用する特殊衣類（肘、膝又は鼠径部のパッド又は詰め物等の些細な保護部分が結合しているかいないかを問わない（例えば、フェンシング用衣類、騎手用衣類、バレエ用スカート及びレオタード）。 <u>ただし、運動用又は遊戯用の保護用具（例えば、フェンシング用マスク、胸当て、肘当て、アイスホッケー・パンツ等）は含まない（95.06）。</u>  (省 略)	61.14 その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）  (同 左)  この項には、次の物品を含む。  (同 左)  (5) ある種のスポーツ又はダンス若しくは体操に使用する特殊衣類（例えば、フェンシング用衣類、騎手用衣類、バレエ用スカート及びレオタード）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<b>第 16 部</b> 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びに テレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びに これらの部分品及び附属品	<b>第 16 部</b> 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びに テレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びに これらの部分品及び附属品
(省 略)	(同 左)
総 説	総 説
(省 略)	(同 左)
(II) 部 分 品 (部 注 2)	(II) 部 分 品 (部 注 2)
(省 略)	(同 左)
上記の規定は、部分品それ自体がこの部の各項（84.87 項及び 85.48 項を除く。）に該当する物品である場合には適用しない。これらの場合には、たとえ、特定の機械の部分品として作動するように特に設計されていても、すべて当該各項に属する。 このことは、特に次の物品に対し適用される。	上記の規定は、部分品それ自体がこの部の各項（84.87 項及び 85.48 項を除く。）に該当する物品である場合には適用しない。これらの場合には、たとえ、特定の機械の部分品として作動するように特に設計されていても、すべて当該各項に属する。 このことは、特に次の物品に対し適用される。
(1) ~ (8) (省 略)	(1) ~ (8) (同 左)
(9) 85.04 項のトランスフォーマー及びその他の機器	(9) 85.04 項のトランスフォーマー及びその他の機器
<u>(10) バッテリーパックに組み立てられた蓄電池 (85.07)</u>	
(11) ~ (19) (省 略)	(10) ~ (18) (同 左)
(省 略)	(同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第 85 類</b></p> <p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びに テレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びに これらの部分品及び附属品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>85.04 トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器） 及びインダクター</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(I) トランスフォーマー</p> <p>トランスフォーマーは、電磁誘導により、かつ、あらかじめセットできる 又は調整可能な装置を使用して、交流の電圧、インピーダンス等を変換する 可動部分のない装置である。これは、通常、積層鉄心に様々な形状で巻き付 けられた絶縁電線の二以上のコイルから成るが、ある場合には（例えば、無 線周波数用変成器）磁心を有しないものがあり、またしんを凝結鉄粉、フェ ライト等で作ったものがある。一方のコイル（一次回路）内の交流は、他方 のコイル（二次回路）にそれとは電流及び電圧が異なる交流を誘導する。コ イルが一つで、巻線の一部が一次及び二次の回路に共通になっている場合も ある（単巻トランスフォーマー）。外鉄型トランスフォーマーは、本体の周囲 に積層した鉄の外殻がある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 85 類</b></p> <p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びに テレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びに これらの部分品及び附属品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>85.04 トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器） 及びインダクター</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">(I) トランスフォーマー</p> <p>トランスフォーマーは、電磁誘導により、かつ、あらかじめセットできる 又は調整可能な装置を使用して、交流の電圧、インピーダンス等を変換する 可動部分のない装置である。これは、通常、積層鉄心に巻き付けられた絶縁 電線の二以上のコイルから成るが、ある場合には（例えば、無線周波数用変 成器）磁心を有しないものがあり、またしんを凝結鉄粉、フェライト等で作 ったものがある。一方のコイル（一次回路）内の交流は、他方のコイル（二 次回路）にそれとは電流及び電圧が異なる交流を誘導する。コイルが一つで、 巻線の一部が一次及び二次の回路に共通になっている場合もある（単巻トラ ンスフォーマー）。外鉄型トランスフォーマーは、本体の周囲に積層した鉄の 外殻がある。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>85.07 蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるか ないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>蓄電池は電解液なしで提示されてもこの項に属する。</p> <p><u>1以上のセル及びセル同士を相互に連結する回路を有する蓄電池は、しば しば「バッテリーパック」と呼ばれ、エネルギーを蓄積及び供給するという 蓄電池の機能に貢献し又は損傷から保護するための補助的な機構（例えば接 続子、温度制御装置（サーミスター等）、回路保護装置及び保護ハウジング） を含むか含まないかを問わず、この項に属する。それらはたとえ特別な装置 とともに使用されるように設計されたものであっても、この項に属する。</u></p> <p style="text-align: center;">部 分 品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>85.07 蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるか ないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>蓄電池は電解液なしで提示されてもこの項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">部 分 品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<b>第 87 類</b> 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品  (省 略)	<b>第 87 類</b> 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品  (同 左)
87.16 トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品  (省 略)	87.16 トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品  (同 左)
(B) 手動又は足によって進む車両  (省 略)	(B) 手動又は足によって進む車両  (同 左)
<u>この項には、次の物品を含まない。</u> (a) 一般に 3 輪又は 4 輮の車輪（これらの一部又は全部は旋回する）の上に取り付けられた金属管のフレーム、ハンドル及びハンドブレーキから成る、walker-rollatorsとして知られている歩行補助道具（90.21） (b) 商店において使用する種類のかご細工製又は金属製等の小型の車輪付きコンテナ（例えば、車輪付きバスケット）でシャシを有しないもの（構成する材料により該当する項に属する。）	商店において使用する種類のかご細工製又は金属製等の小型の車輪付きコンテナ（例えば、車輪付きバスケット）でシャシを有しないものは、 <u>この項には属しないで、構成する材料によりその所属を決定する。</u>
(省 略)	(同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財閥第 1475 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第 90 類</b></p> <p>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び 医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>90.21 整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帶を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">( I ) 整形外科用機器</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>このグループには、また、松葉づえ及びしゅもくづえを含む。ただし、通常の歩行用のつえは、たとえ身体障害者用に特に作ってあっても、この項に属しないことに注意しなければならない（66.02）。</p> <p><u>このグループはさらにwalker-rollatorsとして知られている、歩行者が歩く際に押すことによって歩行を補助する歩行補助道具も含む。それらは一般に 3 輪又は 4 輮の車輪（これらの一部又は全部は旋回する）の上に取り付けられた金属管のフレーム、ハンドル及びハンドブレーキから成る。Walker-rollators は高さの調整が可能であり、ハンドルの間に座席及び身辺用品を運ぶためのワイヤーかごを備え付けることができる。使用者は、座席を使って必要な時にいつでも短時間の休憩を取ることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 90 類</b></p> <p>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び 医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>90.21 整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帶を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">( I ) 整形外科用機器</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>このグループには、また、松葉づえ及びしゅもくづえを含む。ただし、通常の歩行用のつえは、たとえ身体障害者用に特に作ってあっても、この項に属しないことに注意しなければならない（66.02）。</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財閥第 1475 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第 95 類</b></p> <p>がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車及びこれらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>また、この類の注 4 の規定により、この項には、この類の注 1 の規定に従うことを条件として、この項の物品と 1 以上の物品（単独で提示する場合には他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたもので、次の要件を満たすもののみを含む。</u></p> <p class="list-item-l1">(a) 小売用にして組み合わせた物品であるが、その組み合わせは関税率表の解説に関する通則 3 (b) のセットではなく、かつ</p> <p class="list-item-l1">(b) 当該組み合わせた物品が、がん具の重要な特性を有しているもの。 このような組み合わせは、一般にこの項の物品及び 1 以上の些細な物品（例えば、宣伝用の小さな物品または少量の菓子）から成る。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 95 類</b></p> <p>がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車及びこれらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p><u>この類の注 4 の規定により、この項には、この類の注 1 の規定を除くほか、この項の物品と 1 以上の物品（関税率表の解説に関する通則 3 (b) のセットではないもので、単独で提示する場合には他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及びがん具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）。</u></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<b>95.06 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール</b>	<b>95.06 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール</b>
（省 略）	（同 左）
この項には、次の物品を含む。	この項には、次の物品を含む。
（省 略）	（同 左）
（B） その他のスポーツ用具及び戸外遊戯用具（95.03 項のがん具でセット又は単独で提示するものを除く。）	（B） その他のスポーツ用具及び戸外遊戯用具（95.03 項のがん具でセット又は単独で提示するものを除く。）
（省 略）	（同 左）
（13） 運動用又は遊戯用の保護用具（例えば、フェンシング用マスク、胸当て、ひじ当て、クリケットパッド、むこうずねの保護具 <u>及び保護具やパッドが取り付けられたアイスホッケーパンツ</u> ）	（13） 運動用又は遊戯用の保護用具（例えば、フェンシング用マスク、胸当て、ひじ当て、クリケットパッド及びむこうずねの保護具）
（省 略）	（同 左）
この項には、次の物品を含まない。	この項には、次の物品を含まない。
（省 略）	（同 左）
（e） 61 類又は 62 類の紡織用纖維材料製の運動着（ひじ、膝又は鼠径部のパッド又は詰め物等の些細な保護部分が結合しているかいないかを問わない（例えば、フェンシング用衣類やサッカーのゴールキーパー用ジャージー。））	（e） 61 類又は 62 類の紡織用纖維材料製の運動着
（省 略）	（同 左）